



# 茨木市の 下水道等事業



令和 3(2021)年度版

# もくじ

事業概要・・・1

整備計画・・2

主な事業・・4

経営・使用料・・7

受益者負担金・受益者分担金、公設浄化槽分担金・・・・・・・・・・・・・・8

貸付金・助成金・補助金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

下水道・浄化槽を利用している皆様へ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

～参 考～

公共下水道 事業計画区域図（汚水・雨水）

# 事業概要

本市の公共下水道は、昭和 37(1962)年 10 月から中央排水区 174ha について事業を開始し、その後、流域関連公共下水道として事業を進めています。終末処理は、安威川流域下水道の区域は、昭和 45(1970)年 9 月から本市の宮島三丁目の「中央水みらいセンター」で、また、淀川右岸流域下水道の区域は、昭和 58(1983)年 5 月から、高槻市番田二丁目の「高槻水みらいセンター」で、それぞれ供用開始を行っています。

平成 16(2004)年 3 月には安威川ダム建設事業に関連して、大岩・車作・千提寺・忍項寺・安元地区を特定環境保全公共下水道区域に定め、整備を進めています。さらに、下水道整備区域以外の地域については、平成 25(2013)年度から合併処理浄化槽の設置から維持管理まで市で行う茨木市浄化槽市町村整備推進事業による生活排水処理対策を実施しています。

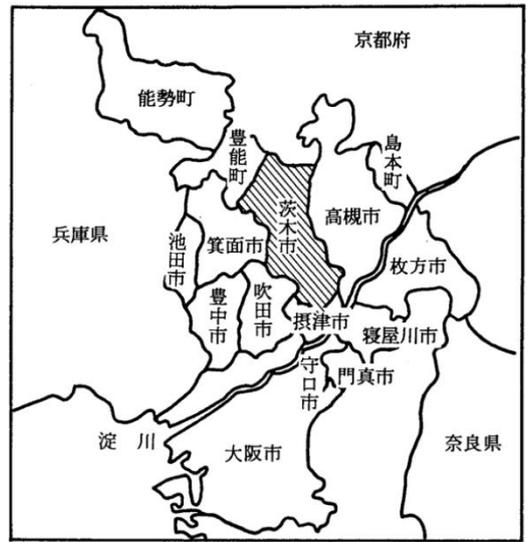
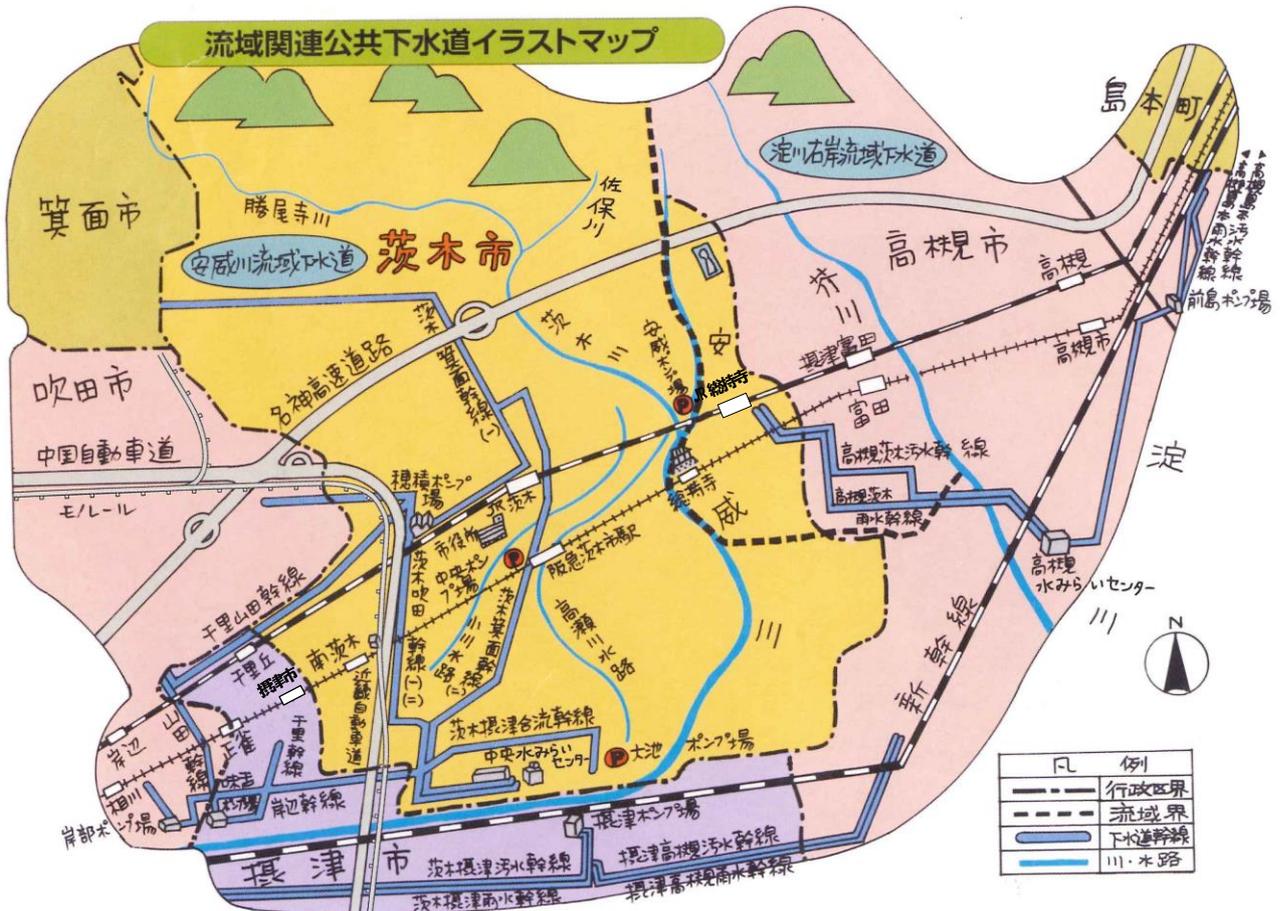


図 茨木市の位置

## ■流域関連公共下水道イラストマップ



# 整備計画

## ■下水道整備計画

流域	処理区	排水区	全体計画		下法事業計画		排除方式
			面積(ha)	人口(人)	面積(ha)	人口(人)	
安 威 川 流 域	中 央 処 理 区	中 央	297.94	31,020	297.94	30,550	合流
		奈 良	50.46	5,610	50.46	5,520	合流
		沢良宜	422.01	36,480	422.01	35,790	合流
		大 池	381.72	41,720	367.65	41,000	合流
		味 舌	99.30	5,860	99.30	5,750	合流
		千里丘	6.50	600	6.50	590	合流
		目 垣	140.22	3,680	137.17	3,680	合流
		穂 積	305.00	24,820	276.79	24,430	合流・分流
		松 沢	398.90	22,160	272.20	22,160	分流
		八 丁	2.58	180	2.58	180	分流
		安 威	288.20	14,130	225.17	14,140	分流
		勝尾寺	749.07	9,060	397.58	9,060	分流
		桑 原	102.29	1,240	60.08	1,240	分流
		山手台	101.00	6,930	101.00	6,930	分流
		国 文	578.98	39,000	578.98	39,000	分流
		小 計	4,132.27	244,560	3,380.85	242,080	
		淀川右岸 流域	高 槻 処理区	柳 川	397.25	51,270	384.91
小 計	397.25			51,270	384.91	50,830	
合 計			4,529.52	295,830	3,765.76	292,910	

## ■ポンプ場整備計画

ポンプ場名	雨水ポンプ (台)	汚水ポンプ (台)
中央ポンプ場	φ 1200 3 φ 800 1	φ 600 4 (内予備1)
安威ポンプ場	φ 1500 4 φ 1200 1	—————
大池ポンプ場	φ 1500 8	φ 700 3 (内予備1) φ 500 2

※安威ポンプ場は、雨水ポンプ場



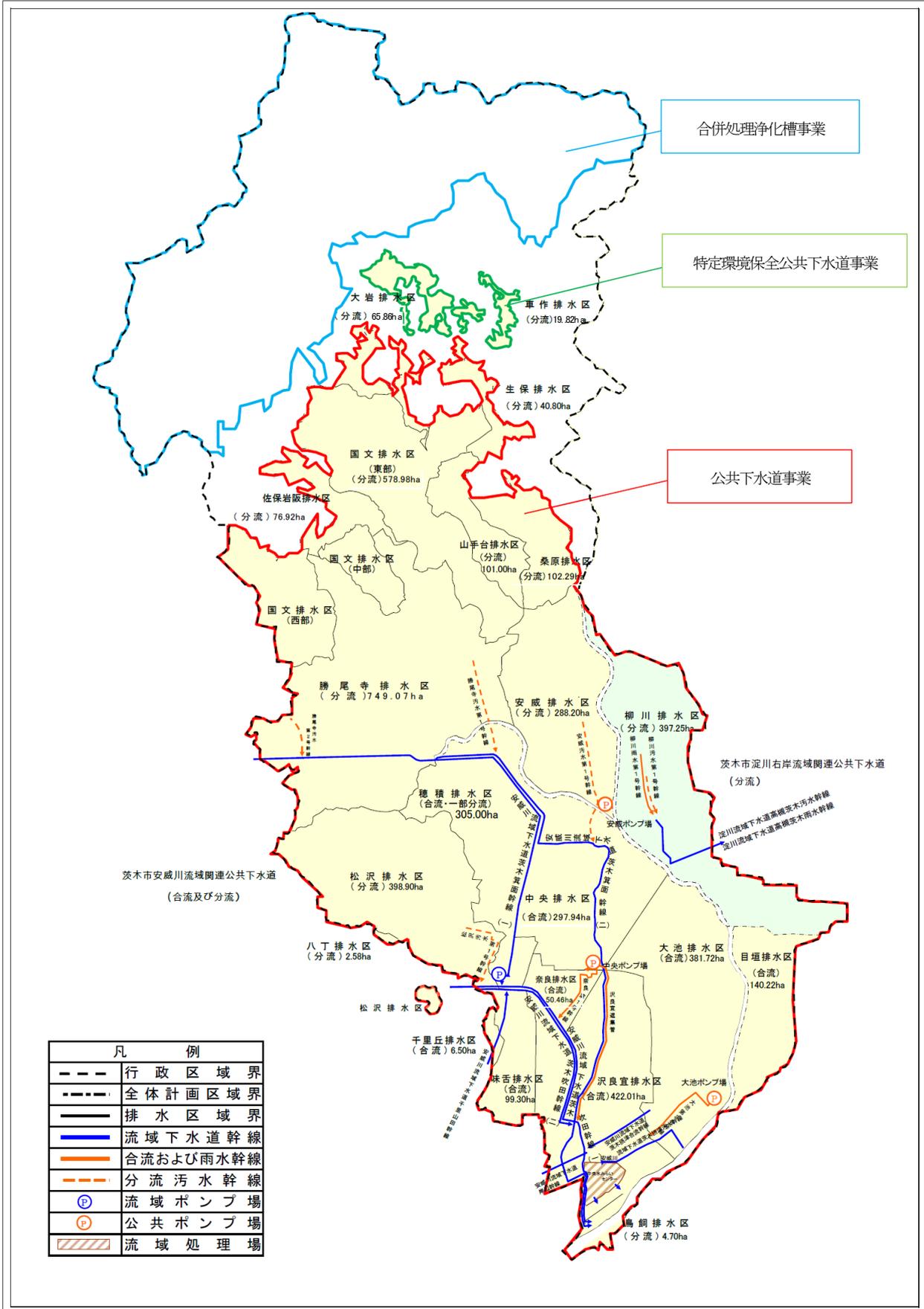
中央ポンプ場のポンプ室



大池ポンプ場の操作室

# 整備計画

## ■下水道、公設浄化槽整備計画図



# 主な事業

## 汚水整備

令和元(2019)年9月に市街化区域に編入された南目垣・東野々宮地区において土地区画整理事業が着手され、土地区画整理事業組合による公共下水道(合流式)の整備が進められています。本市では普及率が99%を超えるまでに汚水整備が進められており、これからも普及率100%を目指し、未普及地区の解消に努めます。

## 雨水整備

農地の減少等の都市化による雨水の保全・遊水機能の低下や突発的な豪雨等で雨水流出量が増大し、局所的な浸水被害が発生しています。雨水管整備等のハード対策には莫大な費用と相当な期間を要することから、総合的かつ計画的にハード対策を推進するとともに、土のうステーションの設置(P5参照)や雨水貯留タンク設置補助金(P9参照)の交付等のソフト対策をあわせた総合的な雨水対策の推進に取り組むため、平成28(2016)年度に「茨木市雨水基本構想」を策定しました。令和3(2021)年度は柳川排水区等で雨水整備を行うとともに、松沢排水区では雨水整備着手に向けて、地形及び水路や側溝の状況を把握する現地調査を実施します。

## 下水道施設の改築・更新

下水道施設においては、効率的に運用し、機能を十分に発揮させるとともに、機能の維持や長寿命化を図るために計画的な維持管理を行う必要があります。本市では平成25(2013)年度に「茨木市下水道長寿命化計画」を策定し、重点箇所の清掃や定期点検、カメラ調査等を実施するとともに、大池ポンプ場のポンプ等の更新や管渠の改築・更新を実施しました。令和3(2021)年度からは、令和2(2020)年度に策定した「茨木市下水道ストックマネジメント計画」に基づき下水道施設全体の老朽化の進捗状況を考慮し、計画的な点検・調査及び修繕・改築を実施します。

### (下水道管のテレビカメラ調査事例)

管渠内の大きな損傷、滞水状況、管渠のたるみ・蛇行・浮上等を写真撮影し、記録します。



管口テレビカメラ

# 主な事業

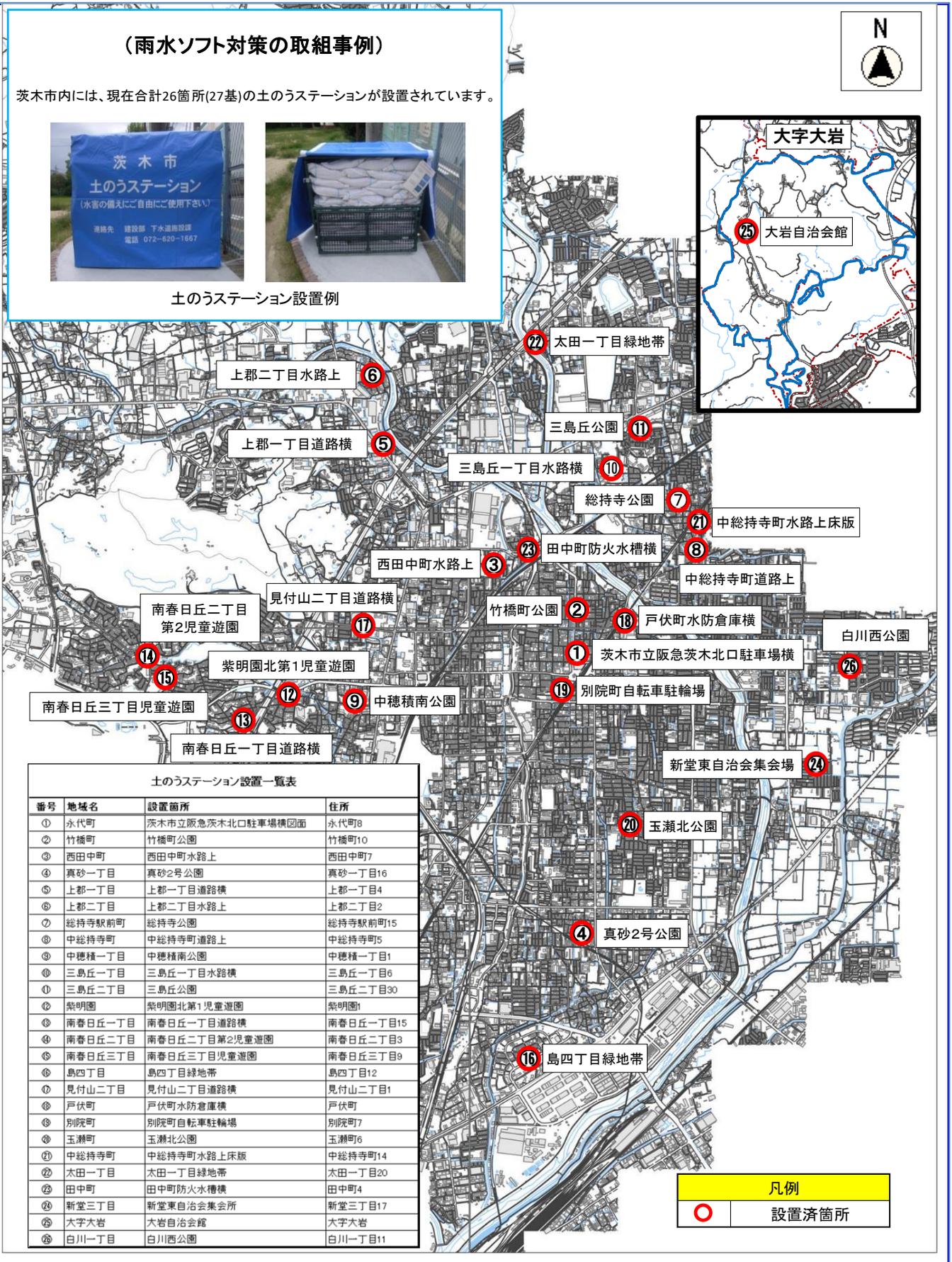
## ■土のうステーション位置図

### (雨水ソフト対策の取組事例)

茨木市内には、現在合計26箇所(27基)の土のうステーションが設置されています。



土のうステーション設置例



土のうステーション設置一覧表

番号	地域名	設置箇所	住所
①	永代町	茨木市立阪急茨木北口駐車場横	永代町8
②	竹橋町	竹橋町公園	竹橋町10
③	西田中町	西田中町水路上	西田中町7
④	真砂一丁目	真砂2号公園	真砂一丁目16
⑤	上郡一丁目	上郡一丁目道路横	上郡一丁目4
⑥	上郡二丁目	上郡二丁目水路上	上郡二丁目2
⑦	総持寺駅前町	総持寺公園	総持寺駅前町15
⑧	中総持寺町	中総持寺町道路上	中総持寺町5
⑨	中穂積一丁目	中穂積南公園	中穂積一丁目1
⑩	三島丘一丁目	三島丘一丁目水路横	三島丘一丁目6
⑪	三島丘二丁目	三島丘公園	三島丘二丁目30
⑫	紫明園	紫明園北第1児童遊園	紫明園1
⑬	南春日丘一丁目	南春日丘一丁目道路横	南春日丘一丁目15
⑭	南春日丘二丁目	南春日丘二丁目第2児童遊園	南春日丘二丁目3
⑮	南春日丘三丁目	南春日丘三丁目児童遊園	南春日丘三丁目9
⑯	島四丁目	島四丁目緑地帯	島四丁目12
⑰	見付山二丁目	見付山二丁目道路横	見付山二丁目1
⑱	戸伏町	戸伏町水防倉庫横	戸伏町
⑲	別院町	別院町自転車駐輪場	別院町7
⑳	玉瀬町	玉瀬北公園	玉瀬町6
㉑	中総持寺町	中総持寺町水路上床版	中総持寺町14
㉒	太田一丁目	太田一丁目緑地帯	太田一丁目20
㉓	田中町	田中町防火水槽横	田中町4
㉔	新堂三丁目	新堂東自治会集会所	新堂三丁目17
㉕	大字大岩	大岩自治会館	大字大岩
㉖	白川一丁目	白川西公園	白川一丁目11

凡例  
○ 設置済箇所

# 主な事業

## 下水道施設の耐震化

本市は、南海トラフ地震などの大規模地震が起こりうる地域であるため、下水道施設の耐震化により地震に対する安全度を早急に高め、安定した都市活動が継続できるよう平成26(2014)年度に「茨木市下水道総合地震対策計画」を策定しました。耐震性能が不足している既設管路施設や大池ポンプ場について、地震対策事業を実施し、特に管路施設については地域緊急交通路に埋設された管路の耐震化を優先的に実施しています。平成29(2017)年度には、平成29(2017)年度から令和3(2021)年度までの5か年を計画期間とした第2期「茨木市下水道総合地震対策計画」を策定し重点的に取り組んだ結果、令和2(2020)年度に計画していた区間の耐震化を完了しました。令和3(2021)年度からは、令和2(2020)年度に策定した、第3期「茨木市下水道総合地震対策計画」に基づき、令和7(2025)年度末の耐震化完了を目指します。また、平成29(2017)年度に策定した被災時の対策、手順等をまとめた「茨木市下水道BCP」について、国からの要請を受け、水害時における下水道機能確保に向けたハード・ソフトの施設浸水対策や広域・長期停電時における72時間の業務継続対策等についての内容を追記した改定を令和2(2020)年度に行いました。

### (取組事例)

緊急交通路に位置づけられかつ大池ポンプ場と中央水みらいセンター(処理場)を繋ぐ大池第2号幹線について管更生工法による耐震補強工事を施工しました。



施工前



→ 施工中(鋼製リング組立後)



→ 施工後

## その他の取組

### ■下水処理水の再利用について

安威川流域下水道中央水みらいセンター(処理場)から排水する下水処理水の一部を島ふれあい公園や修景水路等に利用しています。



島ふれあい公園



修景水路(島地区)

# 経営・使用料

## ■下水道事業等の経営

公共下水道事業及び流域下水道事業の財源として、建設費については、国庫補助金・企業債・受益者負担金及び一般市費等を充当しています。また、維持管理費については、下水道使用料及び一般市費により賄っています。

現在、高度経済成長期以降に急速に整備された下水道施設が一斉に改築時期を迎えようとしているなか、人口減少や節水機器の普及等による下水道等使用料の減少に直面しつつあり、経営環境は厳しさを増しています。

今後は、改築に必要な下水道施設が増大することに加えて、大規模災害を踏まえた下水道の危機管理の観点を含めた施設等の整備が求められることから、平成30(2018)年度に策定した「茨木市下水道等事業経営戦略」に則り、将来にわたり持続可能な下水道を目指して、投資と財源のバランスがとれた事業経営を行います。

↓茨木市下水道等事業経営戦略↓

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/kensetsu/gesuidosoumu/menu/keieisenryaku/44421.html>

## ■下水道使用料・公設浄化槽使用料

公共下水道事業の経営は、自然現象である雨水を排除し、浸水被害を防ぐための経費（雨水処理費）は全額公費で賄い、家庭や事業所などから排出される汚水の処理に必要な経費は、下水道使用料で賄う受益者負担の原則（独立採算制）の下に行うことになっています。公設浄化槽は、年1回の法定検査、定期的に行う通常点検、薬剤の投入、汚泥の抜き取りなどに必要な費用の一部を使用料で賄っています。

本市では、下水道等経営の健全化、透明化を図るため、平成27(2015)年度から公営企業会計を適用し、事業経営の安定に努めているところですが、施設の老朽化による改築・更新や地震対策等、下水道施設を健全に維持管理していくことが重要な課題となっていることから、今後も安全で快適な下水道サービスを安定継続して提供できるよう平成29(2017)年4月に下水道・公設浄化槽使用料の改定を行いました。

表. 1か月当たりの料金表

【単位:円/㎡】

区分		単価
使用水量(㎡)		
1～	10	37
11～	20	98
21～	30	126
31～	40	144
41～	50	150
51～	100	189
101～	500	206
501～		225
浴場		23
基本料金		500

※上表には、消費税等相当額は含まれません。実際にお支払いいただく使用料には消費税等相当額が加算されます。

# 受益者負担金・受益者分担金・公設浄化槽分担金

## ■受益者負担金・受益者分担金

公共下水道事業は、その事業の施行により利益を受けるもの（受益者）の範囲が明確であることから、都市計画事業として施行された区域については「受益者負担金」として、また、特定環境保全公共下水道区域のように都市計画事業として施行されていない区域については、地方自治法に基づき「受益者分担金」として費用負担していただいています。

公共下水道事業は、環境の整備・浸水の防除、あるいは公共水域の水質汚濁による公害の防止等の見地から、早期に完成を期さねばなりません。建設には膨大な費用を要しますので、受益者負担金・分担金制度により事業実施区域内に土地を所有されている方々に、事業に要する経費の一部を負担していただき、一日も早く下水道を完成させるためのご協力をお願いしています。

## ■公設浄化槽分担金

下水道整備区域以外の地域については、茨木市浄化槽市町村整備推進事業を実施しています。この地域については、「公設浄化槽分担金」として人槽毎の分担金額を設定し、事業に要する経費の一部を負担していただき、生活排水の適正な処理を推進し、生活環境の保全及び地域公衆衛生の向上を図ります。

表. 公設浄化槽分担金（人槽ごとの金額）

人槽	分担金額(円)
5人槽	195,000
7人槽	214,000
10人槽	255,000
11～15人槽	1,426,000
16～20人槽	2,192,000
21～25人槽	2,760,000
26～30人槽	3,208,000
31～40人槽	3,728,000
41～50人槽	4,294,000
51～60人槽	6,666,000
61～70人槽	6,733,000
71～80人槽	6,800,000

人槽	分担金額(円)
81～90人槽	7,066,000
91～100人槽	7,200,000
101～110人槽	7,666,000
111～120人槽	7,800,000
121～130人槽	7,866,000
131～140人槽	8,066,000
141～150人槽	8,200,000
151～160人槽	8,533,000
161～170人槽	8,600,000
171～180人槽	8,666,000
181～190人槽	9,533,000
191～200人槽	9,666,000

# 貸付金・助成金・補助金

## ■水洗便所改造資金貸付金について

水洗便所等に改造されるために必要な資金は、下記の要領でお貸しします。

- 1) **貸付限度額** くみ取り便所を水洗便所に改造する場合1設備につき  
300,000円以内  
し尿浄化槽による水洗便所を切り替えする場合1設備につき  
250,000円以内
- 2) **貸付利子** 無利子
- 3) **償還方法** 貸付の翌月から40ヵ月以内の均等月賦償還  
(1設備につき月額7,500円)

## ■水洗便所改造費助成金について

既設のくみ取り便所（し尿浄化槽による水洗便所を含む。）を水洗便所に改造されますと1戸1設備に限り5,000円の助成金を交付します。

## ■雨水貯留タンク設置による補助金について

雨水が下水道管や水路へ流れる量を少しでも減らし、浸水防止の一助とするため、雨水貯留タンクを設置される方への補助金制度を設けています。補助要件を定めていますので、事前にご相談下さい。

### ※貯留タンクとは

雨といから貯留タンクへ流れた  
雨水を貯めることのできる市販  
の貯留槽



(例) 雨水貯留タンク

施設	補助対象	単位	金額
雨水貯留槽	建物の所有者又は使用者	1基	購入経費の2/3 (上限30,000円)

# 下水道・浄化槽を利用している皆様へ

下水道・浄化槽は私たちの生活環境を守る大切な施設です。

皆様のご協力をお願いします。

- ディスポーザーを使用して下水に流しますと、下水処理が困難となりますので、使わないようお願いします。

※但し、「ディスポーザ排水処理システム等」で適正な管理が行われる場合使用が認められています。



- 油類は固めたり、紙などでふきとって下水に流さないようお願いします。



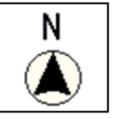
- 歩道や車道の排水口にゴミがたまると浸水の原因になります。ゴミのポイ捨てはやめましょう。



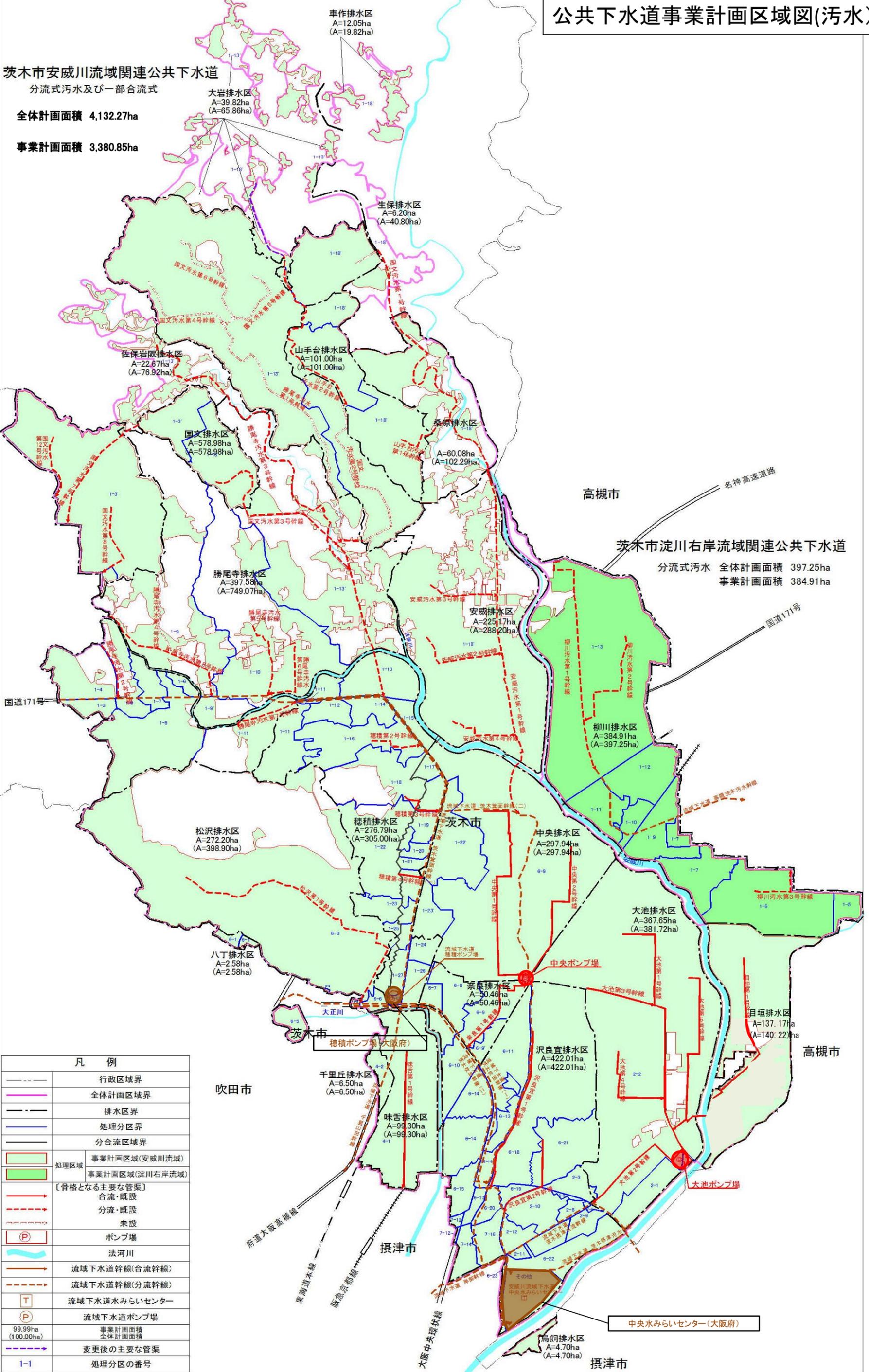
## ■問い合わせ先

問い合わせ内容	連絡先	電話番号
下水道使用料、下水道受益者負担金等	下水道総務課総務係	072-620-1665
公設浄化槽使用料、公設浄化槽受益者分担金		
水洗便所改造に係る貸付金、助成金		
下水道事業等の経営		
雨水貯留タンク設置に係る補助金	下水道施設課管理係	072-620-1667
下水道施設の維持管理（下水道管きよ、ポンプ場等）		
公設浄化槽の維持管理		
宅内排水設備に関する申請等	下水道施設課工務係	072-620-1664
下水道管きよの設計、施工		
公設浄化槽の設置		
下水道事業等の計画	下水道施設課計画係	

# 公共下水道事業計画区域図(污水)



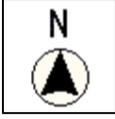
茨木市安威川流域関連公共下水道  
 分流式污水及び一部合流式  
**全体計画面積 4,132.27ha**  
**事業計画面積 3,380.85ha**



茨木市淀川右岸流域関連公共下水道  
 分流式污水 全体計画面積 397.25ha  
 事業計画面積 384.91ha

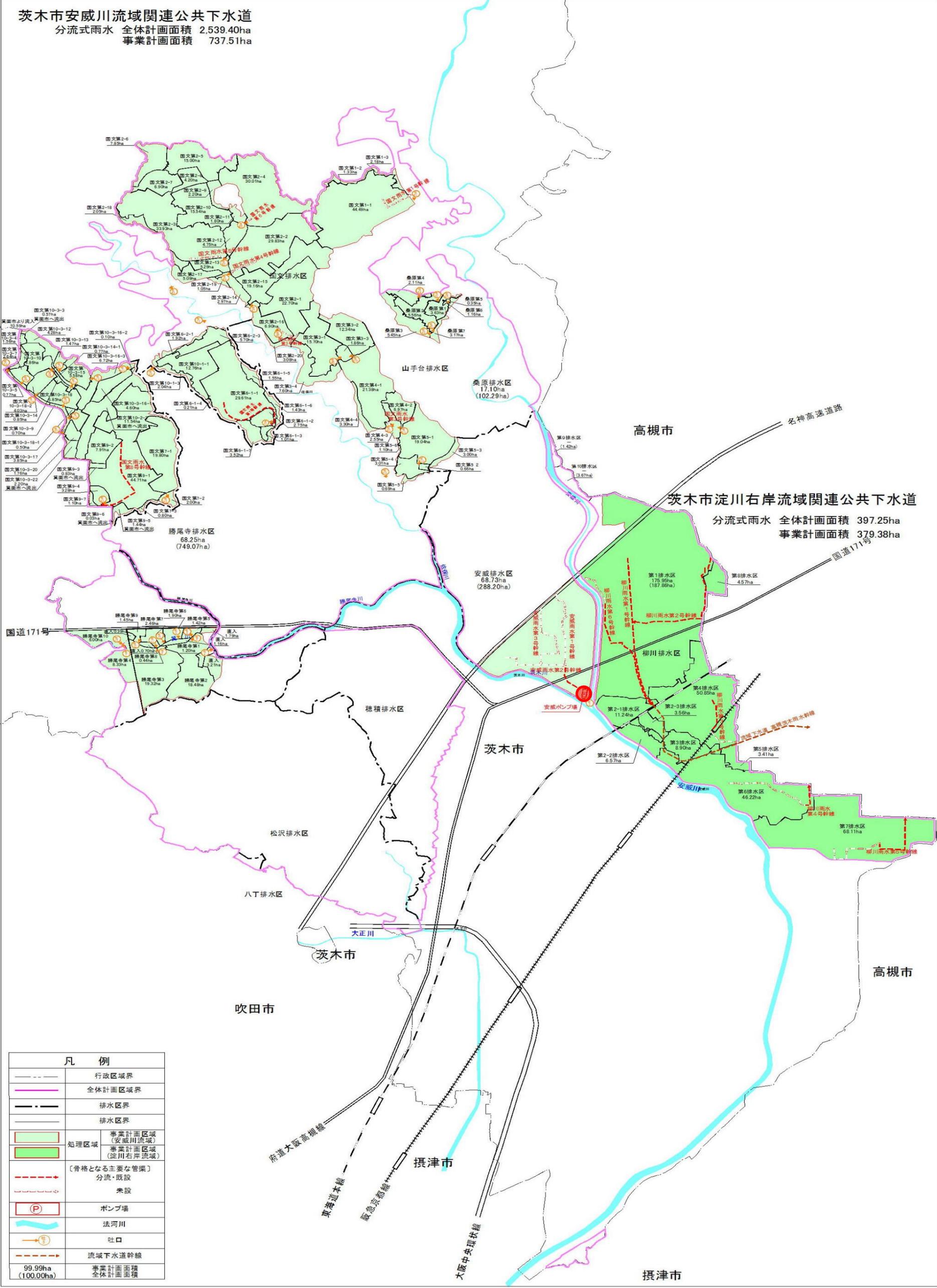
凡例		
	行政区境界	
	全体計画区域界	
	排水区界	
	処理分区界	
	分合流区域界	
	処理区域 事業計画区域(安威川流域)	
	事業計画区域(淀川右岸流域)	
	〔骨格となる主要な管渠〕	
		合流・既設
		分流・既設
	未設	
	ポンプ場	
	法河川	
	流域下水道幹線(合流幹線)	
	流域下水道幹線(分流幹線)	
	流域下水道水みらいセンター	
	流域下水道ポンプ場	
	99.99ha (100.00ha) 事業計画面積 全体計画面積	
	変更後の主要な管渠	
	1-1 処理分区の番号	

# 公共下水道事業計画区域図(雨水)



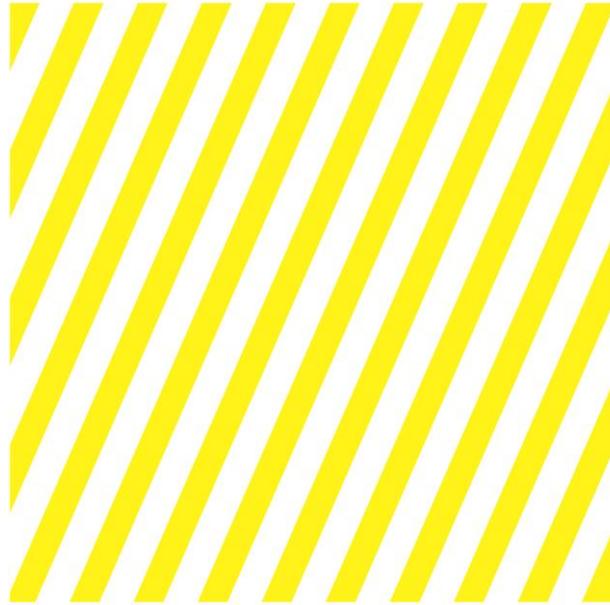
茨木市安威川流域関連公共下水道  
 分流式雨水 全体計画面積 2,539.40ha  
 事業計画面積 737.51ha

茨木市淀川右岸流域関連公共下水道  
 分流式雨水 全体計画面積 397.25ha  
 事業計画面積 379.38ha



凡 例	
	行政区域界
	全体計画面区域界
	排水区界
	排水区界
	事業計画区域 (安威川流域)
	事業計画区域 (淀川右岸流域)
	[骨格となる主要な管渠] 分流・既設
	未設
	ポンプ場
	法河川
	吐口
	流域下水道幹線
99.99ha (100.00ha)	事業計画面積 全体計画面積

# 次なる 茨木へ。



茨木には、次がある。

## 茨木市建設部下水道総務課、下水道施設課

〒567-8505

大阪府茨木市駅前三丁目8-13

TEL(代表) 072-622-8121

(下水道総務課直通) 072-620-1665

(下水道施設課直通) 072-620-1664、1667

FAX 072-620-1735

電子メール gesuikakaku@city.ibaraki.lg.jp

URL(下水道総務課) <https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/kensetsu/gesuidosoumu/index.html>

URL(下水道施設課) <https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/kensetsu/gesuidoshisetsu/index.html>